

81 地方自治体の意見を踏まえた公立高校授業料無償制度の見直し

提出先 総務省、財務省、文部科学省

【提案項目】

公立高校授業料無償化に所得制限を設ける等の制度見直しの実施については、地方へ負担を転嫁することなく実施するよう措置を講じること。

1 制度の見直しの検討

- (1) 高等学校授業料無償制度の見直しに当たっては、様々な機会を活用して都道府県の意見を聞き、それを最大限反映するなど、円滑な実施のための措置を講じること。
- (2) 仮に所得制限を導入した場合は、経済的理由により修学困難な高校生のために交付している「平成21年度高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の追加交付をまず行い、超過負担となっている都道府県に確実に配分すること。また、新たな奨学金制度の創設に向けた見直しの際には、旧日本育英会事業が都道府県に移管された補填措置として交付している「高等学校等奨学金事業交付金」の配分についても見直しを行うこと。

2 国庫負担による全額支給

高等学校授業料の実質無償化については、事実上、地方負担が導入されていることから、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令で定める「文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率」（調整率）を設定することなく、全額国庫で負担すること。

3 地方の実態に即した算定

調整率を導入する場合にあっても、各地方自治体の実態に即して算定すること。

【提案理由等】

- 1 国の制度改正により地方自治体に新たな負担（財政面・事務処理面）が生じないようにする必要がある。
- 2 本県では、これまで授業料の無償化の実施に当たっては、地方へ負担を転嫁することなく全額国庫で実施するよう提案してきたが、国の交付金の算定方法によれば、文部科学大臣が財務大臣と協議して調整率を設定することとされ、事実上、地方負担が導入されている。また、調整率の積算根拠が示されていないことに加え、設定された調整率は、本県の授業料免除実績を大幅に上回っている。ついては、国の交付金の算定に当たっては、このような調整率を設けることなく、全額国庫で負担するよう改善する必要がある。
- 3 平成25年度の交付金の算定に当たり、調整率を導入する場合にあっても、各地方自治体の実態に即して算定する必要がある。

(単位:千円)

【平成24年度交付金の額】 国の調整率（授業料減免相当額）10.9%で算定 (A)	本県の減免実績率6.4%で算定 (B)	差額 (B) - (A) (県負担分)
12,071,907	12,684,587	612,680

※算定式：交付金総額＝授業料年額×基準日における生徒数×調整率

※調整率は、(A)の場合89.1%、(B)の場合は93.6%となる。

(神奈川県担当課：教育委員会財務課)